

お知らせ（コ）
令和 6 年 7 月 26 日

「長期収載品の選定療養に関する取扱い」に係るコメント関連テーブルの更新について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（令和 6 年 7 月 12 日保医発 0712 第 1 号）において、令和 6 年 10 月診療分から施行・適用される「長期収載品の選定療養に関する取扱い」のレセプト電算処理システム用コード及びレセプト表示文言（理由の具体例）が示されたことから、コメント関連テーブルを更新しましたのでお知らせします。

なお、「長期収載品の選定療養に関する取扱い」に係るコメントの項番 6「コード（診療（調剤）行為）」を暫定的に設定（令和 6 年 9 月までの間に変更する場合あり）しておりますのでご留意ください。

※その他の更新については「改定内容」をご参照ください。

【長期収載品の選定療養に関する取扱いに係るコメント】

コメント記載 通知等	項番	コメント又は患者の状態コード	
		コメントコード	コメント文
1	0559	820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため
1	0559	820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため
1	0559	820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため
1	0559	820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため
1	0559	820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため
3	0177	820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため
3	0177	820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため

コメント記載通知等	項番	コメント又は患者の状態コード	
		コメントコード	コメント文
3	0177	820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため
3	0177	820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため
3	0177	820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため
4	0034	820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため
4	0034	820101325	医療上の必要性があると医師又は歯科医師が判断したため（処方箋の「変更不可（医療上必要）」欄に「レ」又は「×」の記載があった場合等）
4	0034	820101326	剤形上の違いにより、長期収載品を調剤する必要があると薬剤師が判断したため